

竹原市ふるさと就職応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等への若者の就職を促し、将来にわたって市内中小企業者等の安定的な経済活動を維持するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において竹原市ふるさと就職応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することとし、その支給に関しては、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う者を除く。）をいう。
- (2) 対象事業者 市内に本社を置く中小企業者等をいう。
- (3) 常勤職員 中小企業者等が新たに雇用する労働者のうち、雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者であるものをいう。ただし、一般被保険者でないことについて特別な理由がある場合は、市長が常用労働者と同等であると認めた者をいう。
- (4) 雇用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間をいう。
- (5) 支給対象期間 令和7年4月1日から令和13年3月31日までの期間をいう。
- (6) 勤続期間 同一の事業所等において継続して勤務する期間をいう。
- (7) 市税等 市税及び国民健康保険税、保育料、住宅使用料、下水道使用料並びに奨学金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる支給対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用期間内に対象事業者にか常勤職員として新たに雇用され、かつ市内で勤務する支給対象期間の勤続期間が3年以上の者。ただし、勤続期間において本市に住所を有している者。
- (2) 期間の定めのない労働契約を対象事業者との間で締結し、当該労働契約に基づいて、対象事業者において直接従事していること。

- (3) 前号における労働契約締結日時時点で35歳未満の者。
- (4) 第6条の規定による申請の日において、市税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が、次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給の対象としないものとする。
 - (1) 事業主と利益を一にする地位（取締役等）であるとき。
 - (2) 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役と2親等以内の親族関係にあるとき。
 - (3) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員の密接な関係を有する者であるとき。
 - (4) 過去にこの要綱に基づく同一種類の給付金の支給を受けているとき。（ただし、返還している場合は除く。）
 - (5) その他この要綱の目的に反すると市長が認める者であるとき。

（給付金の種類及び金額）

第4条 給付金の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 初年度給付金 100,000円
- (2) 勤続3年給付金 100,000円

（勤続期間）

第5条 給付金の支給は、勤続期間が、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えた場合とする。

- (1) 初年度給付金 1年（12月）
- (2) 勤続3年給付金 3年（36月）

2 支給対象者が次に掲げる休業（30日を超えるものに限る。）をしたときは、当該休業をした日数は、勤続期間に算入しないものとする。この場合において、当該支給対象者の当該休業をする前の勤続期間に1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）
 - (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業
 - (3) 業務又は通勤による負傷又は疾病による休業
 - (4) その他市長が勤続期間に算入することが適当でないと認める休業
- （申請）

第6条 支給対象者のうち、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市ふるさと就職応援給付金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 初年度給付金

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 雇用証明書（様式第3号）

(2) 勤続3年給付金

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 雇用証明書（様式第3号）

- 2 前項の申請は、給付金の種類に応じ、前条に規定する勤続期間を超えた日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

（支給決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、給付金の支給の可否を決定し、竹原市ふるさと就職応援給付金支給決定通知書（様式第4号）又は竹原市ふるさと就職応援給付金不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 前条の規定により給付金の支給の決定を受けた者は、その申請の内容に変更があったときは、竹原市ふるさと就職応援給付金変更申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に対して提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、竹原市ふるさと就職応援給付金変更承認通知書（様式第7号）又は竹原市ふるさと就職応援給付金変更不承認通知書（様式第8号）により支給決定者に通知するものとする。

（請求及び支給）

第9条 第7条又は前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、竹原市ふるさと就職応援給付金支給請求書（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、支給決定者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により給付金の支給決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項第1号に規定する要件を欠くに至ったとき。ただし、育児休業をしたことにより、勤続期間が3年未満になった場合を除く。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消す場合は、竹原市ふるさと就職応援給付金支給決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（給付金の返還）

第11条 支給決定者は、前条の規定により市長が給付金の支給決定を取り消した場合において、給付金が既に支給されているときは、速やかに当該給付金を返還しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。